平成２２年（フ）第５５６２号
大阪市東淀川区下新庄４丁目26番５―402号
債務者　上久保勝美
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５５６７号
大阪市住吉区苅田５丁目２番10―204号
債務者　橋本　智仁
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５５６８号
大阪市住吉区苅田５丁目２番10―204号
債務者　橋本　雪枝
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５５７８号
大阪市淀川区宮原１丁目３番３号新大阪土井コーポ205号
債務者　呉村　啓造
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５６０９号
大阪府東大阪市菱屋西６丁目４番41―515号
債務者　時岡　幸子
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５６３１号
大阪市淀川区新高４丁目11番２―502号
債務者　平野美喜夫
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５７２４号
大阪市都島区友渕町１丁目３番11―508号
債務者　山口　豊美
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５７９３号
大阪市平野区流町３丁目４番６号
債務者　鼻崎　正美
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５８０５号
大阪府豊中市刀根山６丁目11番１―602号
債務者　伊藤久美子
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５８０７号
大阪府茨木市橋の内２丁目７番11―103号
債務者　柏野　慶子
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５８２２号
大阪府吹田市千里山月が丘16番６号
債務者　田端　栄子
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５８８２号
大阪府枚方市南楠葉１丁目19番11号
債務者　川﨑千鶴子
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５８９６号
大阪市生野区桃谷２丁目７番19号　メゾン桃谷201号室
債務者　高山利子こと　高　　利子
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５９７２号
大阪市西成区南津守７丁目４番52号ハイツきたよし208号室
債務者　金井　利行
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６００５号
大阪府東大阪市松原１丁目６番18号市富マンション７号室
債務者　矢野　新吉
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６０１９号
大阪府東大阪市菱屋東２丁目１番21号ロイヤルシャルム203号
債務者　美馬由利恵（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６０２３号
大阪市旭区大宮１丁目２番29―703号
債務者　大西　一幸
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６０２８号
大阪市東淀川区南江口３丁目２番９―505号
債務者　三苫　憲幸
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部